

令和8年度中小企業診断士 第2次試験案内

中小企業診断士試験は、「中小企業支援法」第12条に基づく国家試験です。

- * 令和7年度から、中小企業診断士試験は、インターネットによる受験申し込みに変更しました。従来の、払込取扱票を使用した申込手続きはできません。
- * 受験申し込みの際は、この試験案内をよくお読みになり、記載されている内容を確認して同意をしたうえで、お手続きください。申し込まれた場合は、試験案内記載の全事項に同意されたものとみなします。
- * 令和8年度より第2次試験における口述試験が廃止となります。

受験申込受付期間

令和8年9月1日(火)10:00~9月18日(金)16:00

特別措置の申請も、この期間内に所定の手続きが必要です。

受験票・写真票の発送日

10月13日(火)

試験日

10月25日(日)

合格発表日

令和9年1月13日(水)

(インターネットのみで発表します。合格証書等は送付いたしませんので、Web サイトからダウンロードしていただきます。)

経済産業大臣指定試験機関

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

 **JF-CMCA** *Japan Federation of
Certified Management Consultants' Associations*

<https://www.jf-cmca.jp/>

受験申し込み手続きはこちらから

https://www.jf-cmca.jp/contents/007_shiken.html

受験申込受付期間

9月1日(火)10時00分～9月18日(金)16時00分

受験申し込み手順について

<https://sak-sak.net/capp/guide/jfcmca/index.html>

インターネットによる受験申込手続きについての主なQ & A

https://www.jf-cmca.jp/contents/010_c_/webmoushikomisystem/faq_shiken_webmoushikomi.html

試験に関するよくある質問 (FAQ)

https://www.jf-cmca.jp/contents/013_c_faq/001_faq_shiken.html

インターネットによる受験申込にかかる氏名変更について

https://www.jf-cmca.jp/contents/010_c_/webmoushikomisystem/shiken_shimeihenkou.html

受験番号の照会について

https://www.jf-cmca.jp/contents/010_c_/webmoushikomisystem/shiken_jyuk bangousyoukai.html

その他、試験に関する案内はこちら

https://www.jf-cmca.jp/contents/007_shiken.html

インターネットによる受験申込システムの操作方法に関する問い合わせ先（コールセンター）

電話 03（6631）0583

・問い合わせ期間は次のとおりです。

9月1日～9月20日、10月13日～10月26日、令和9年1月13日～1月16日の月曜日～日曜日

・問い合わせ時間は9：00～18：00です。

重要なお知らせ

1. 中小企業診断士試験の受験手数料の改定について

令和7年6月25日付けで、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部が改正されました。
この改正の内容は、以下のとおりです。

〈受験料の改定〉

- ・第1次試験の受験手数料 現行：17,200円（令和7年度までは14,500円）
- ・第2次試験の受験手数料 現行：15,100円（令和7年度までは17,800円）
（参考：試験の受験手数料（総額）は、現行、改正後ともに32,300円で同額です。）

〈第2次試験口述試験の廃止〉

令和8年度より第2次試験における口述試験が廃止となります。

なお、この改正は、試験を安定的に実施するため、また、受験者の試験への負担軽減、当会における経費削減及び試験プロセスの効率化等の観点から行われます。

2. インターネットによる受験申し込み手続きに伴う主な変更などについて

(1) 受験申し込み方法など（詳細は3・4ページ参照）

- ・当会所定のインターネットの受験申し込みシステム（以下、この案内において「Web 申込システム」といいます。）から申し込みの手続きを行っていただきます。他の方法（従来の払込取扱票を使用した方法を含む）では手続きはできませんので、ご注意ください。
- ・紙の試験案内は配布いたしません。

(2) 受験手数料等のお支払方法など（詳細は3・4ページ参照）

- ・Web 申込システムを通じて、コンビニ決済、銀行ネット決済（ペイジー）およびクレジットカード決済の中から支払方法を選択して、お支払いいただくこととなります。
- ・受験手数料等は所定の受付期間内にお支払いを終了していただく必要があります。ただし、クレジットカード以外の決済方法を選択した場合は、受付期間最終日の翌日までにお支払いを終了していただきます。
- ・受験手数料等の領収書は、Web 申込システムからダウンロードできます。

(3) 第1次試験合格時の受験番号（詳細は3ページ参照）

- ・Web 申込システムに第1次試験合格時の受験番号を入力していただく必要があります。
- ・平成12年度以前の第1次試験合格で申し込みする場合は、合格証を簡易書留などでご郵送いただくこととなります。

(4) 受験票・写真票（詳細は4・5ページ参照）

- ・受験申し込み手続きが完了した方には、従来どおり、郵送により受験票・写真票をお送りします。
- ・従来は、写真票に印字されている住所などに変更があった場合は、赤で訂正していただいていたが、訂正できませんので、ご注意ください。受験申し込み後の住所などの訂正方法は、7ページをご参照ください。
- ・Web 申込システムからダウンロードできる申込確認票や領収書では受験票・写真票の代わりとはなりませんので、試験当日は、受験票・写真票を必ずご持参ください。

(5) 合格発表方法など（詳細は8ページ参照）

- ・可否の結果や受験した科目ごとの点数を、試験結果照会の Web ページで確認できます。
- ・試験合格証書を、試験結果照会の Web ページでダウンロードできます。紙の試験合格証書は発行しません。

3. 試験実施にかかる最新情報について

この試験案内は令和8年8月1日時点で作成しております。

今後、感染症等の影響や災害の発生などにより、この試験案内の記載内容に変更が生じる場合は、その情報を当会の Web サイトに掲載しますので、受験申し込みに当たっても、必ず最新の情報をご確認ください。

4. 第2次試験における携帯電話等の通信機器・電子機器類などの取り扱いについて

下記の機器類については、机上に置くことも、身に着ける（ポケットなどに入れる）ことも、使用することもできません。このことが試験時間中に守られていない場合は、不正行為として対処します。

試験開始前に必ず電源を切ったうえでバッグなどにしまってください。

- | | | |
|---------------------|-------------|---------------------------|
| (1) 携帯電話 | (2) スマートフォン | (3) ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む） |
| (4) 上記以外の通信機器・電子機器類 | (5) イヤホン | |

5. 不正行為などへの対応について

次のいずれかに該当する者については、直ちに退室を命じます。また、それ以降の科目の受験を禁止するとともに、全科目の成績を無効とします。

(1) 監督員など試験会場運営関係者の指示に従わない者

(2) 不正行為をした者

① カンニングや替え玉受験をした者

② 携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等の通信機器および電子機器類、イヤホン、書籍等をバッグなどにしまっていない者（上記「4.」もご参照ください。）

③ 監督員による試験開始の合図前に、問題用紙を開いた者

④ 監督員による試験終了の合図後に、解答用紙（マークシート）にマークや記入、修正をした者

その他、不正行為については、この試験案内に注意事項として記載されておりますので、ご参照ください。

以上

目 次

重要なお知らせ

受験の申し込みから第2次試験合格までの流れ	1
1. 試験の目的および方法	2
2. 受験資格	2
3. 試験実施日程	2
4. 試験実施地区	3
5. 受験申し込み手続き	3
(1) 受付期間	
(2) 受験手数料等	
(3) 受験申し込みおよび受験手数料等の支払い方法	
(4) 第1次試験合格証書の送付（平成12年度以前に第1次試験に合格された方のみ）	
6. 受験申し込み手続きに当たっての注意事項	4
7. 受験票・写真票の送付	4
8. 試験当日の注意事項	4
(1) 試験当日に持参するもの	
(2) 試験開始前の注意事項	
(3) 試験時間中の注意事項	
(4) 試験会場での注意事項	
9. Web 申込システムに入力した内容の確認方法および変更手続き	7
10. 合格発表	8
11. 合格基準など	8
12. 受験に当たっての身体障がい者の方などへの受験特別措置	8
13. 参考資料	9
(1) 中小企業診断士試験について	
(2) 実務従事・実務補習について	
(3) 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について	
(4) 中小企業診断士の登録の拒否について	
14. 試験に関する問い合わせ先	11
平成12年度以前の第1次試験合格証書送付状	12

受験の申し込みから第2次試験合格までの流れ

受験申込受付期間

令和8年9月1日(火)10:00～9月18日(金)16:00

Web 申込システムより手続きをしてください。

https://www.jf-cmca.jp/contents/007_shiken.html

インターネットによる申し込みのみとなります。また、受験手数料等の支払手続きまで所定の期間内に完了する必要があります。なお、受験申し込み手続き終了後は、申込受付期間内であれば申請内容の確認や変更をすることができます。

詳細：2～4 ページ参照



情報修正期間①：9月18日(金)16時00分～9月22日(火)16時00分

住所、氏名、生年月日などの申込者情報と受験地区を Web 申込システムで修正できます。



受験票と写真票の発送：10月13日(火)(予定)に普通郵便で発送

詳細：6, 7 ページ参照 (受験票・写真票が届かない場合は、4 ページ参照)



情報修正期間②：10月13日(火)10時00分～10月26日(月)12時00分

住所、氏名、生年月日など申込者情報の修正：7 ページ参照



第2次試験実施：10月25日(日)

詳細：8 ページ参照



合格発表：令和9年1月13日(水)10:00

インターネットでのみ発表 https://www.jf-cmca.jp/contents/007_shiken.html

詳細：8 ページ参照

1. 試験の目的および方法

中小企業診断士試験は、「中小企業支援法」第12条に基づき実施されます。

第2次試験は、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」に基づき、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記の方法により行います。

2. 受験資格

令和8年度（本年度）の第2次試験を受験できるのは次のいずれかの方です。

- (1) 令和8年度の第1次試験合格者（本年度と令和9年度の第2次試験の受験が可能）
- (2) 令和7度の第1次試験合格者（本年度の第2次試験まで受験が可能）
- (3) 平成12年度以前の第1次試験合格者については、1回に限り第1次試験を免除されて第2次試験を受験できます。（期間の限定はありません。ただし、平成13年度以降に第1次試験に合格して第2次試験を受験した方は除きます。また、平成18年度以降中小企業診断士養成課程を受講した方も除きます。）

3. 試験実施日程

試験日 令和8年10月25日(日)

試験時間は下記のとおりです。お間違えのないようご注意ください。

時 間	分数	配点	試 験 科 目
9：40～11：00	80分	100点	A 中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅰ
11：40～13：00	80分	100点	B 中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅱ
14：00～15：20	80分	100点	C 中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅲ
16：00～17：20	80分	100点	D 中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅳ

各科目は、「経営革新・改善」、「新規事業開発（既存事業の再生を含む）」などの中から次のように出題します。

- ・「組織（人事を含む）を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例」
- ・「マーケティング・流通を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例」
- ・「生産・技術を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例」
- ・「財務・会計を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例」

【受験申し込みに関するよくある質問（FAQ）】

Q：受験申し込み手続きができていないか、確認することはできますか？

A：Web 申込システムのトップページからユーザ ID とパスワードを使用してログインすると確認できます。

4. 試験実施地区

第2試験は、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の7地区で実施します。受験申込に当たっては、希望する受験地区を1つ選択してください。

注1 実施する地区は、その周辺地域を含みます。

注2 試験会場については、確定次第当会の Web サイトにおいて掲載するとともに、受験票・写真票に記載して受験者の方々に通知します。受験票にて会場を十分にご確認のうえ、お間違のないよう受験してください（指定された会場以外では受験できません）。

注3 試験会場については、事前のお問い合わせにはお答えできません。

注4 第2次試験は、金沢地区、松山地区、那覇地区での実施はありません。

5. 受験申し込み手続き

(1) 受付期間

9月1日(火)10時00分～9月18日(金)16時00分まで

受験申し込みは、Web 申込システムから手続きができます。受付期間内に受験手数料等の支払いまで終了する必要があります（「重要なお知らせ」の1. (1)～(3)もご参照ください）。

受験申し込み手続き（支払いを含む）が上記期限を過ぎたものはどのような理由があっても受け付けできません。受付期間を厳守してお申し込みください。

(2) 受験手数料等

- ① 受験手数料は、15,100円（非課税）です。
- ② 受験手数料に加えて、オンライン決済にかかる事務手数料（525円。税込）をお支払いいただきます。
- ③ 受験申し込み手続きを行った受験手数料等は返還いたしません。また、次回以降の試験への充当もできません。
- ④ 地震、台風、水害などのやむを得ない事情により、試験実施が不可能になった場合（一部地域を含む）でも、再試験は実施しません。また、受験の有無にかかわらず当該事由にかかる費用は自己負担となります。

(3) 受験申し込みおよび受験手数料の支払い方法

- ① 令和7年度から Web 申込システムによる申し込みおよび支払い方法に変更しました。従来の、ゆうちょ銀行や郵便局などからの払込用紙を利用した受験申し込み手続きはできません。

Web 申込システムのページはこちら

https://www.jf-cmca.jp/contents/007_shiken.html

Web 以外の方法での受験申し込み手続きはできません。

- ② 領収書は、Web 申込システムから出力できますので、ご確認ください。

(4) 第1次試験合格証書の送付（平成12年度以前に第1次試験に合格された方のみ）

平成12年度以前の第1次試験に合格した方は、「第1次試験合格証書の原本」を9月18日(金)(当日消印有効)までに簡易書留郵便にてご郵送ください。なお、令和8年度、令和7年度に第1次試験に合格した方は、第1次試験合格証書を送付いただく必要はありません。

（詳細は、Web 申込システムに記載されている申込手順などをご参照ください。）

6. 受験申し込み手続きに当たっての注意事項

- (1) 申込手続きに不備がある場合は、受け付けできません。
- (2) 受験申し込み後の、Web 申込システムに入力した内容の確認方法や変更手続きについては、7 ページの「9.」をご参照ください。
- (3) Web 申込システムに入力された内容は、中小企業診断士試験の目的以外使用いたしません。

外部から個人情報の公開・提供の依頼があっても、当会はその要請を拒否し、受験申込者のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。

7. 受験票・写真票の送付

- (1) 10月13日(火)に「受験票・写真票」(例は次ページを参照)を普通郵便にて発送する予定です。

注1 試験会場は、必ず受験票で確認してください。指定された会場以外では受験できません。

注2 受験票・写真票に印字された受験地区が、Web 申込システムで入力したものと相違していた場合は、10月19日(月)までにご連絡ください。 電話03 (3563) 0851 (代)

Web 申込システム入力データを確認のうえ相違があった場合は、受験票・写真票を修正して送付します。ただし、Web 申込システム入力データとの相違がなかった場合や上記期日を過ぎてからのご連絡には対応できませんので、ご承知おきください。

注3 10月19日(月)を過ぎても受験票・写真票が届かない場合は、試験当日、受験する試験会場にて受験票・写真票の再発行を行います。再発行手続きについては、10月19日(月)を目途に当会 Web サイトにて掲載します。

なお、複数の試験会場で実施する地区がありますので、再発行を希望される方は当会へ電話にて連絡のうえ、試験会場を必ず確認してください。

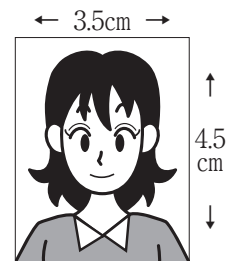
- (2) 試験当日は、「受験票・写真票」を必ずお持ちください。

- (3) 写真票についての注意事項は次のとおりです。

- ① 「写真票」の所定欄に、次の写真(下記の i ~ vi を参照。カラー・白黒いずれも可。)を貼付してください。

写真は、印画紙または写真専用紙を使用したものに限りません。(コピー用紙などに印刷したものは使用できません。)

- i 大きさ:縦4.5cm ×横3.5cm (パスポート申請用の写真のサイズ)
- ii 最近6か月以内に撮影したもの
- iii 脱帽正面向のもの(受験の際メガネを使用する場合は、メガネを着用してください。)
- iv 背景が無地のもの
- v 胸から上を撮影したもの
- vi 明瞭なもの



- ② 写真は、はがれないようにのり付けし、さらに上下を透明なセロハンテープでお貼りください。

8. 試験当日の注意事項

試験会場(試験室を含む)では、監督員など試験会場運営関係者の指示に従って行動してください。指示に従わない場合は、不正行為と同様に対処します。

天候などの影響により交通機関の運行中止や遅延の恐れがありますので、試験当日は時間に余裕をもって試験会場に到着するようにしてください。

※感染症等の影響や災害の発生などにより、試験の実施に影響が生じる場合は、その情報を当会の Web サイトに掲載しますので、必ず最新の情報をご確認ください。

- (1) 試験当日に持参するもの

- ① 受験票・写真票(5 ページもご参照ください。)

「受験票・写真票」は、写真票に規定の写真を貼って、試験当日必ず持参してください。

② 筆記用具など

- i 黒鉛筆またはシャープペンシル（HB または B 程度）
- ii 消しゴム（プラスチック製）
- iii 鉛筆削り
- iv 時計（ただし、スマートウォッチなどのウェアラブル端末、時計以外の機能（通信、計算、撮影、辞書などの機能）を有するもの、秒針などの音のするもの、キッチンタイマー、大型のものは、机上に置く（身に着ける）ことも使用することもできません。）
- v 電卓

1) 使用できる電卓はいわゆる携帯用電卓で、右の図に例示する機能のような四則計算（加減乗除）、 $\sqrt{\quad}$ 、 $\%$ 、数値メモリなどの単純な計算機能を持つものです（サイズはおおよそ縦180ミリ、横100ミリ、高さ30ミリ以内程度）。机上に1台だけ置くことができます。

2) 次のような電卓の使用は禁止します。

- a. 関数電卓
- b. プログラムの入力機能や記憶機能を持つもの。
- c. 電子手帳・携帯電話などに付属する電卓。
- d. 記録紙の出るもの。
- e. 他の受験者の妨げになるような音の出るもの。
- f. 電源コードを使用するもの。
- g. 表示部（ディスプレイ）が複数あるもの。

3) 上記基準に適合するかどうかは監督員が判定し、適合しないものは使用が禁止されます。使用を禁止した場合でも、電卓を貸与しません。なお、a～dについては不正行為として対処します。

注1 定規、マーカー・色鉛筆を使用してもかまいませんが、マーカー・色鉛筆は解答用紙には使用できません。

注2 筆入れ、筆箱なども机上に置くことはできません。

注3 この他に試験時間中に使用できるものについては、6 ページもご参照ください。

③ 写真が貼られている本人確認書類

「写真票」に貼付された写真が不鮮明な場合などは、申込者本人の確認をさせていただくことがありますので、写真が貼付されている本人確認書類（運転免許証・社員証・学生証など）を持参してください。

例

表示部分			
C	AC	M-	M+
%	$\sqrt{\quad}$	$\div$	$\div$
7	8	9	$\times$
4	5	6	-
1	2	3	+
0	00	.	=

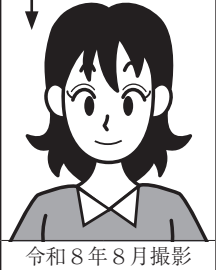
— 「受験票」と「写真票」の例 —

ここに写真を貼ってください。

* 仕様は変更されることもありますので、ご了承ください。

※はがれないように写真をのり付けし、さらに上下を透明なセロハンテープでお貼りください。

令和8年度中小企業診断士第2次試験受験票			
(受験票は、合格発表まで保管しておいてください。)			
裏面の注意事項を必ずお読みください。			
受験地区	東京 地区		
受験番号	2699801-00001		
フリガナ	チュウショウ ハナコ	生年月日	昭和61年2月28日
氏 名	中小 花子		
試験会場	××××× ××××××××××××× ××××××××××××× <会場案内図> — 会場案内図 —		

令和8年度中小企業診断士第2次試験写真票					
(写真票は、最初に受験する科目開始後に監督員が回収します。)					
受験地区	東京 地区				
受験番号	2699801-00001				
フリガナ	チュウショウ ハナコ				
氏 名	中小 花子				
生年月日	昭和61年2月28日				
自宅住所	104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル TEL 03-3563-0851				
 令和8年8月撮影		写真貼付欄に、規定の写真を必ず貼付してください。 (注) 1. 試験当日の最初に受験する科目の時間に、受験票と写真票を切り離し、机上番号の横に置いてください。 2. この写真票の記載事項に変更または誤りがある場合は、10月26日12時00分までにWeb申込システムで訂正してください。ただし、受験地区の記載に誤りがある場合は10月19日までにご連絡ください。 https://www.jf-cmca.jp/contents/007_shiken.html 			
<監督員記入欄>					
出欠席確認欄					
令和8年10月25日 (日)					
A	B	C	D		

※上記の試験会場以外ではいかなる理由でも受験できません。

(2) 試験開始前の注意事項

- ① 試験会場ごとの受験番号・試験室対応表は、8時00分に当会の Web サイトに掲載する予定です。ただし、試験室の掲示・入室は、午前8時40分からです。それまでは試験室には入室できません。
- ② 第1時限の試験開始30分前までに入室し、受験票の番号と同じ番号の席に着席してください。
- ③ 第1時限の試験開始15分前頃から注意事項の説明などを行います。
- ④ 受験票と写真票は、切り離して、机上番号の横に置いてください。
なお、写真票は、最初に受験する科目の試験開始後、監督員が回収します。
- ⑤ 時計や電卓は、アラームなどの音がしないようにしてください。
- ⑥ 各時限の試験開始10分前頃から問題用紙と解答用紙を配布しますが、机上には、(1)～④の受験票と写真票、(1)～②および(3)～⑮で認められた筆記用具などの他は置くことはできません。これら以外のものは、バッグなどにしまい開封口を閉めてください。バッグなどは足元に置いてください。試験時間中に、上記注意事項が守られていない場合は、不正行為として対処することがあります。
注 携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）などの通信機器および電子機器類、イヤホン、書籍類は、机上に置くことも、身に着ける（ポケットなどにいれる）ことも、使用することもできません。試験開始前に必ず電源を切ったうえで、バッグなどにしまってください。携帯電話などの通信機器および電子機器類を時計として使用することもできません。試験時間中に上記事項が守られていない場合は、不正行為として対処します。
- ⑦ 監督員が合図をするまで、問題用紙などに手を触れてはいけません。合図の前に問題用紙を開いた場合は、不正行為として対処します。
- ⑧ 咳やくしゃみなどで他の受験者に迷惑をかける恐れがある場合は、あらかじめマスクの着用や咳止め薬の服用などをお願いします。なお、本人確認のための写真照合時など、監督員の指示があったときはマスクを一時的にはずしてください。

(3) 試験時間中の注意事項

- ① 開始の合図があったら、最初に、解答用紙に受験番号を記入してください。
- ② 解答用紙は、監督員の指示に従って必ず提出してください。持ち帰ることはできません。
- ③ 問題用紙は、当該科目の試験が終わってからお持ち帰りください。途中退室時に持ち帰ることはできません。途中退室にかかる問題用紙の取り扱いについては、問題用紙表紙の記載事項をご参照ください。なお、問題用紙の紛失などについては責を負いませんのでご承知おきください。
- ④ 試験開始後30分間は退室できません。
- ⑤ 試験終了前5分間は退室できません。
- ⑥ 問題の内容に関する質問には、お答えできません。
- ⑦ 体調不良などのやむを得ない事情で席を離れる場合には、必ず監督員に申し出てその指示に従ってください。ただし、試験時間の延長は行いません。
- ⑧ 解答用紙に必要事項以外を記入した場合、不正行為と同様に対処することがあります。
- ⑨ 携帯電話などの通信機器・電子機器類および電卓の取り扱いについては、この案内の表紙からページ後の「重要なお知らせ」も必ずご参照ください。
- ⑩ 試験終了の合図と同時に必ず筆記用具を置いてください。合図に従わずに、試験終了後も解答用紙に記入や修正をした場合は、不正行為となります。
- ⑪ 不正行為があった場合は、直ちに退室を命じます。また、それ以降の科目の受験を禁止するとともに、全科目の成績を無効とします。
- ⑫ 試験終了後、解答用紙の回収が終わり監督員の指示があるまでは席を立たないでください。
- ⑬ 帽子の着用は、本人確認が困難になりますので認めません。また、耳栓の使用も認めません。
- ⑭ ふた付きペットボトル（700ml 以内）の飲料を飲むことは認められますが、机上に置くことはできません。足元に置いてください。（ペットボトルカバーは使用不可。水筒・缶類は不可。）
なお、水分補給を除き、アメやガムなどを含め、試験時間中は飲食禁止です。
- ⑮ ハンカチ、ティッシュペーパー、目薬、マスクは、机上に置いたり使用しても差し支えありませんが、箱やケースについては机上に置いたりすることはできません。また、座布団（クッション）、膝掛けも使用して差し支えありません。
ただし、試験実施上問題（不正行為の疑いなど）があると監督員が判断した場合には使用を取り止めていただくことがありますので、その際には速やかに監督員の指示に従ってください。
- ⑯ 途中退室した場合は、当該科目の試験時間中は再入室できません。（上記⑦の場合を除きます。）なお、廊下などでの雑談はご遠慮ください。

- ⑰ 日常的な生活騒音など（監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打ち合わせなど、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、携帯電話や時計などの鳴動、照明の点滅、周囲の建物のチャイム音、街頭宣伝など）が発生した場合でも救済措置は行いません。
- ⑱ やむを得ない事情による遅刻の場合には、試験開始後30分までは入室を認めます。そのときは、監督員の指示に従ってください。ただし、試験時間の延長は行いません。
- ⑲ 不測の事態が発生した場合には、試験時間内の途中退室を禁止することもあります。そのときは、監督員の指示に従ってください。

(4) 試験会場での注意事項

- ① 受験票は、試験時間中は必ず机の上に置くとともに、席を離れる場合は必ず携帯してください。また、試験終了後に持ち帰り、大切に保管してください。
- ② 試験会場（試験室を含む）での写真などの撮影は禁止です。
- ③ 自動車・オートバイ・自転車などによる出入り、駐車はできません。
- ④ 喫煙は所定の場所を厳守してください。なお、試験会場によっては全面禁煙のところもあります。
- ⑤ 立ち入りが禁止されている場所には絶対に入らないでください。
- ⑥ 受験者への電話などによる呼び出し・伝言はできません。
- ⑦ ゴミは必ず各自でお持ち帰りください。試験会場（試験室を含む）に捨てることはできません。
- ⑧ 空調設備などにより、着席の位置によっては寒暖の差が生じますので、各自調整できるような服装としてください。
- ⑨ 昼食や休み時間などの際は、会話や対面での飲食を避けるとともに、できるだけ間隔を空けてください。また、昼食は各自でご用意し、試験会場で召し上がる場合は自席でお召し上がりください。

9. Web 申込システムに入力した内容の確認方法および変更手続き

(1) 確認方法について

Web 申込システムのトップページからユーザ ID とパスワードを使用してログインすると確認できます。

(2) 主な変更手続きについて

① 受験地区の変更

受験申し込み後に受験地区の変更を希望する場合は、**9月22日(火)16時00分までに、Web 申込システムにおいて変更してください。上記の期日以降は、変更は認められませんので、ご注意ください。**

② 住所変更

受験申し込み後に住所に変更があった場合は、次の手続きを行うとともに、いずれの場合も、郵便局へ転居・転送届を提出してください。なお、下記の期間外に住所変更があった場合も、郵便局への転居・転送届を提出してください。

期 日	手続き方法
受験申し込み受付後 ～9月22日(火)16時00分	・ Web 申込システムで変更してください。
上記期間と下記期間の間	・ この期間に変更できません。 ・ 10月13日(火)に発送予定の受験票・写真票が到着しましたら、下記のとおり手続きをお願いいたします。
受験票・写真票到着 ～10月26日(月)12時00分	・ Web 申込システムで変更してください。 ・ 受験票・写真票に訂正内容を記入して試験当日にお持ちいただいても変更されませんのでご注意ください。

③ 氏名変更

氏名に変更があった場合は、Web 申込システムにおけるデータの変更と戸籍抄本の送付（郵送）の2つの手続きが必要になります。下記のページをご確認ください。

https://www.jf-cmca.jp/contents/010_c_/webmoushikomisystem/shiken_shimeihenkou.html

④ パスワード変更

パスワードを失念した場合、Web 申込システムで再発行ができますが、再発行されたパスワードを任意のパスワードに再設定することはできません。

10. 合格発表

- (1) 合格発表日は令和9年1月13日(水)です。
- (2) 下記の当会の Web サイトから試験結果照会 Web ページにユーザ ID と受験番号を使用してログインすると、確認できます。当日の10時00分に公表予定です。受験した科目ごとの点数も、確認できます。
https://www.jf-cmca.jp/contents/007_shiken.html
試験合格証書を試験結果照会の Web ページでダウンロードできます。紙の合格証書は発行しません。
なお、合否の結果や受験した科目ごとの点数の確認ができるのは、試験合格証書のダウンロードができるのは、令和9年3月31日(水)までです。
また、その受験番号を、当会の Web サイトにおいて当日の午前中に掲載する予定です。

11. 合格基準など

- (1) 第2次試験の合格基準は、筆記試験における総点数の60%以上であって、かつ1科目でも満点の40%未満がないことを基準とします。
- (2) 合否および採点、試験問題の内容などに関するお問い合わせには応じられません。
- (3) 第2次試験の筆記試験の出題の趣旨は、合格発表日の午前中に当会の Web サイトに掲載する予定です。

12. 受験に当たっての身体障がい者の方などへの受験特別措置（※受付期間内に申請が必要です。）

- (1) 身体などに障がいのある方、車椅子を使用されて受験される方、喘息などの持病により試験時間中に咳が出る可能性のある方、妊娠中の方などが受験される場合は、視覚・肢体の障がい等級、症状などに応じて、問題用紙の拡大や試験室の配慮などの特別措置を講じる場合があります。
聴覚障がいの方で補聴器を使用する場合や、前掲の8-(1)、(3)で認められた筆記用具等以外の用具等の持ち込みなどを希望される方、特別措置にかかる事前の手続きが必要です。
- (2) 特別措置による受験を希望される方は、受験申込受付期間内に所定の様式による手続きが必要となりますので、受験申し込み手続きを行う前に必ずご連絡ください。 電話03(3563)0851(代)
なお、お申し出の内容によっては、対応できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 上記(2)の手続きを踏まえ、当会からの書面による許可が下りていない場合は、特別措置による受験は認められませんので、ご注意ください。許可がないまま試験会場にお越しになっても対応できません。

13. 参考資料

令和8年4月現在

中小企業診断士は、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録する資格です。

(1) 中小企業診断士試験について

- ① 第1次試験……全国10地区（札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、四国、福岡、那覇）で実施。
 - 1) 中小企業診断士となるのに必要な学識を有するかどうかを判定することを目的として、7科目について筆記の方法により実施します。
 - 2) 一部の科目に合格した場合は「科目合格」として、翌年度および翌々年度の試験では申請により当該科目の試験が免除され、3年以内に7科目のすべてに合格することで「第1次試験合格」となります。
 - 3) 第1次試験合格者は、合格年度とその翌年度の2年間に限り第2次試験を受験できます。
 - ② 第2次試験……全国7地区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で実施。
（第2次試験は、那覇地区での実施はありません。）
 - 1) 第2次試験を受験できるのは、原則として次のいずれかの方です。
 - ・当年度第1次試験合格者
 - ・前年度第1次試験合格者
 - ・平成12年度以前の第1次試験合格者については、1回に限り第1次試験を免除されて第2次試験を受験できます。（期間の限定はありません。ただし、平成13年度以降に第1次試験に合格して第2次試験を受験した方は除きます。また、平成18年度以降中小企業診断士養成課程を受講した方も除きます。）
 - 2) 第2次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、筆記の方法により実施します。
- ※第1次試験合格者は、合格年度とその翌年度の2年間に限り中小企業基盤整備機構または登録養成機関が実施する中小企業診断士養成課程を受講することができます。詳しくは「中小企業庁」のWebサイトをご覧ください。

(2) 実務従事・実務補習について

経済産業大臣に中小企業診断士として登録を受けるには、登録の申請の日前3年以内に第2次試験に合格して、次の①のいずれかの実務に従事すること、または②のいずれかの実務補習を受講することが、合計で15日以上必要です。

① 実務従事

- 1) 国、都道府県等、中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う省令の規定に基づく経営の診断・助言業務
- 2) 中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う省令の規定に基づく窓口相談などの業務（1日につき合計5時間以上のものに限る。）
- 3) その他中小企業に関する団体が行う中小企業の経営の診断・助言または窓口相談などの業務であって、
 - 1) または2) と同等以上と認められるもの
- 4) 1) ～3) 以外の団体または個人が行う中小企業の経営の診断・助言または窓口相談などの業務
- 5) 一定の要件を満たす、医業または歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）のうち、継続的に収益事業を行っている者の経営の診断・助言または窓口相談などの業務であって、1) ～4) と同等以上と認められるもの
- 6) 中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務であって、1) ～4) と同等以上と認められるもの

② 実務補習

- 1) 登録実務補習機関による実務補習
- 2) 中小企業基盤整備機構、都道府県等中小企業支援センターにおける実務補習他

※登録の有効期間は5年です。更新登録にあたっては所定の要件を満たすことが必要です。（次ページのスキームなど参照）

(3) 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について

- ① 登録の有効期間：5年間。5年ごとに登録を更新します。
- ② 更新の要件：登録を更新するためには、登録有効期間内に、以下の1)、2) の両方を満たす必要があります。
 - 1) 「知識の補充」に関する要件
登録有効期間内に次のいずれかを5回以上行うこと。
 - i 理論政策更新研修等（理論政策更新研修機関が行う理論政策更新研修または中小企業基盤整備機構が行う理論政策研修を修了したこと。）

- ii 論文審査（理論政策更新研修機関が行う診断または助言に関する論文の審査に合格したこと。）
- iii 研修の指導（i の研修について、その1回の日程を通じて指導を行ったこと。）

2) 「実務の従事」に関する要件

登録有効期間内に次のいずれかを行い、合計30点（1日を1点）以上とすること。

- i 実務従事（(2)①1）～5）参照）
- ii 実務補習の受講
- iii 実務補習の指導他

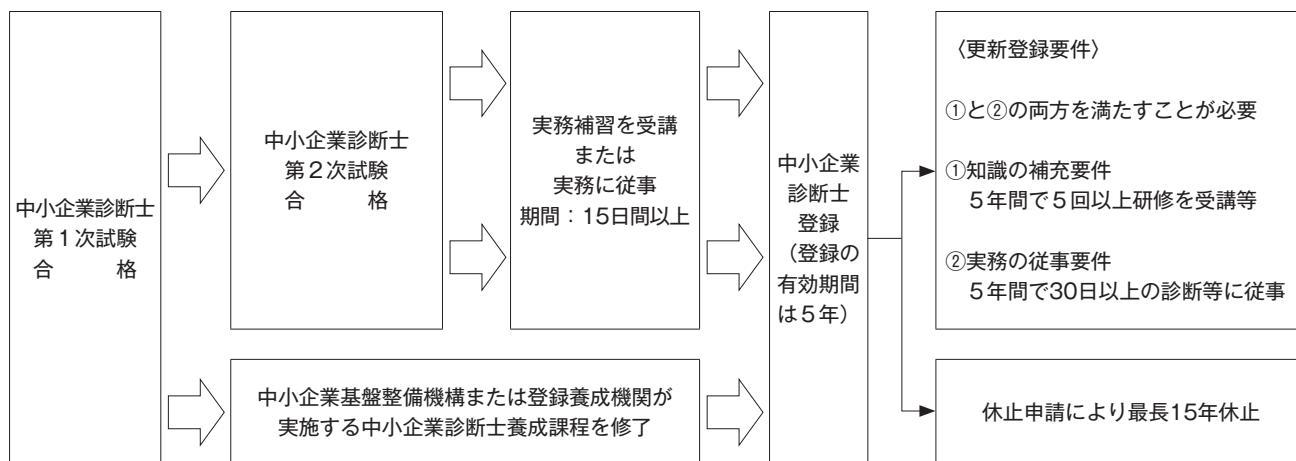
③ 業務休止申請については、中小企業庁の Web サイトをご覧ください。

(4) 中小企業診断士の登録の拒否について

次のいずれかに該当する場合は、中小企業診断士の登録を受けることができません。（「中小企業診断士の登録等および試験に関する規則」（以下、「規則」という。）第5条参照）

- ① 未成年者
- ② 精神の機能の障害により中小企業診断士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産者であって復権を得ないもの
- ④ 禁固以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
- ⑤ 国会職員法、国家公務員法または地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
- ⑥ 弁理士法、公認会計士法、弁護士法、税理士法または技術士法の規定により登録の抹消、取り消し若しくは消除の処分（本人に登録を存続させる意思がないと認められることまたは本人が当該業務を廃止したことを理由とするものを除く。）を受け、または業務を禁止された者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
- ⑦ 正当な理由がなく、中小企業診断士の業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの
- ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、中小企業診断士の信用を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの
- ⑨ 「規則」第6条第1項の規定により登録の取り消しの処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの

中小企業診断士制度スキーム



※中小企業診断士養成課程、中小企業診断士の登録更新要件・休止については、「中小企業庁」の Web サイトをご覧ください。

14. 試験に関する問い合わせ先

(1) 試験全般に関する問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル5階 一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会 試験係	電話 03 (3563) 0851 FAX 03 (3567) 5927
---	---

(2) Web 申込システムの操作方法に関する問い合わせ先

電話 03 (6631) 0583

- ・問い合わせ期間は次のとおりです。

9月1日～9月20日、10月13日～10月26日、令和9年1月13日～1月16日の月曜日～日曜日

- ・問い合わせ時間は9：00～18：00です。

(3) 試験会場などに関する問い合わせ

試験会場などに関する問い合わせ期間は10月13日～10月30日（予定）です。問い合わせ先は、10月13日に当会の Web サイトにおいて公表する予定です。

その他 Q&A はこちら

https://www.jf-cmca.jp/contents/007_shiken.html

令和8年 月 日提出

平成12年度以前の第1次試験合格証書送付状

平成12年度以前の第1次試験合格証書（原本）を送付します。

受験地区 コード		受験地区	地 区			
フリガナ						
氏 名	姓			名		
自宅住所	〒 -					
	TEL - -			FAX - -		
第1次試験合格年度			第1次試験受験番号			
昭 和 平 成	年度					
受験申込日または予定日			令和8年 月 日			

(注1)「第1次試験合格証書送付状」(本用紙)と「第1次試験合格証書の原本」を9月18日(金)
(当日消印有効)までに簡易書留郵便にてご郵送ください。

(注2) 令和8年度、令和7年度の第1次試験合格者の方は提出いただく必要はありません。

切 り 取 り 線

右記あて名を切り取り、長形3号封筒(120mm × 235mm)に貼り、上記送付状と合格証書をお送りください。

切
り
取
り
線

簡
易
書
留

〒104-0061
東京都中央区銀座1-14-11
銀松ビル

一般社団法人 日本中小企業診
断士協会連合会
第2次試験係 行

平成12年度以前第1次試験
合格証書 在中